

## 商品概要説明書

### 教育ローン（株式会社ジャックス保証）

（令和7年12月1日現在）

商品名	教育ローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当JAの地区内に居住または勤務している方。</li><li>○ 借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時年齢が満80歳未満の方。</li><li>○ 安定・継続した収入の見込める方。</li><li>○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。</li><li>○ 借換の場合、借換対象の教育ローンで直近6ヶ月間に返済遅延がない方</li><li>○ その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>①入学、在学に必要な資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等</li><li>②支払済み領収書 教育資金として申込受付3ヶ月以内に現金で支払いしたもの</li><li>③教育ローンの借換資金</li><li>④その他、当JAが認めた教育資金</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 10万円以上500万円以内（1万円単位）。</li><li>※ 但し、借換資金のみの場合は、一括償還金額を上限とする。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 6ヶ月以上16年10ヶ月以内（1ヶ月単位・元金据置期間含む）</li><li>○ 元金据置期間の上限は次の通りとする。<ul style="list-style-type: none"><li>①入学前の7ヶ月間以内</li><li>②卒業予定年月までの在学期間以内</li><li>③卒業後の3ヶ月以内</li></ul></li></ul> <p>但し、留年、留学により卒業予定年月が伸びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとする。</p> <p>※なお、借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とする。</p>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○次のいずれかよりご選択いただけます。</li></ul> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直し</p>

	<p>を行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスの判断により必要とする場合があります。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…3,300円</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,300円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>○なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません</p>

	せん。具体的な内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 鶴岡